



ふくろうだより

【発行】豊島区 区民部 高齢者医療年金課

令和6年(2024年)4月発行

令和6年度後期高齢者医療保険料額(仮算定)のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料の徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による引き落としで納付)の方は、保険料を4月から3月までの12回に分けて納めていただきます。

令和6年度の保険料額は令和5年の所得をもとに計算しますが、令和6年4月時点では所得が確定していません。そのため、4月から6月までの保険料額は、令和5年度の年間保険料額(令和4年の所得をもとに計算)を12等分した額の3か月分を、「仮算定」として計算してお知らせしています。

後期高齢者医療保険料額通知書(仮算定)の見方

徴収方法

○納付書納付と記載されている方

- ・4~6月期の納付書を同封しています。納期限までに納付してください。
- ・口座一括振替手続き中の方は、納付書での納付は不要です。
- ・スマートフォンでの納付については、右記の2次元コードよりご確認ください。



○口座振替と記載されている方

毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に記載されている金融機関のご指定の口座から引き落とします。

後期高齢者医療保険料額通知書(仮算定)	賦課決定年月日 東京都後期高齢者医療広域連合長 公印	後期高齢者医療保険料納入通知書 送付年月日 豊島区長 公印																
被保険者番号 被保険者氏名	後期高齢者医療保険料を下記のとおりお知らせします。	徴収方法 ※口座振替をお申し込みの方は、下記の金融機関のご指定の口座から引き落とします。																
前年度保険料額 今年度保険料額(仮算定) (4~6月期の3か月分)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">月期別保険料</th> <th>徴収方法</th> </tr> <tr> <th>月期</th> <th>保険料額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月期</td> <td>円</td> <td rowspan="3">金融機関名 支店名</td> </tr> <tr> <td>5月期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月期別保険料		徴収方法	月期	保険料額		4月期	円	金融機関名 支店名	5月期	円	6月期	円	合計	円		
月期別保険料		徴収方法																
月期	保険料額																	
4月期	円	金融機関名 支店名																
5月期	円																	
6月期	円																	
合計	円																	
<p>○ 令和6年4月期から6月期の保険料額をお知らせします。この保険料額は、令和5年度の保険料額に基づいて計算したものです。</p> <p>○ 令和6年度の年間保険料額は、令和5年(2023年)中の所得に基づいて7月に計算し、改めて後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)をお送りします。</p> <p>● 豊島区 区民部 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ 豊島区役所 本庁舎3階10番窓口 TEL 03-3981-1937(直通) 平日 午前8:30~午後5:00</p>																		

今年度保険料額(仮算定)

(4~6月期の3か月分)
令和5年度の年間保険料額を12等分した額の3か月分を令和6年度4~6月期の保険料額として、暫定的に計算しています。

前年度保険料額

令和5年度の年間保険料額です。

月期別保険料

納付いただく保険料額を納付月に記載しています。

口座振替の方は、こちらの金融機関のご指定の口座から引き落とします。

【参考】特別徴収(年金からの引き落とし)

年金受給額(介護保険料が引かれている年金)が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

- ・令和5年7月以降にお送りした「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書」の〈翌年度特別徴収仮徴収額〉の欄に記載された額を4・6・8月に支給される年金から引き落とします。
- ・令和6年4月から特別徴収が開始になる方は、4月上旬に送付した「特別徴収開始のお知らせ」に記載された額を年金から引き落とします。
- ・徴収方法が特別徴収となるかどうかは毎年7月に判定を行い、対象の方は10月から特別徴収が開始になります。7月に送付する「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)」をご確認ください。

令和6・7年度の保険料額

令和6年7月の本算定から、保険料を決める基準(保険料率)などが変わります!

～保険料を決める基準(保険料率)などは2年ごとに見直しをしています～

令和6年度年間保険料額は、令和5年中(1月～12月)の所得が確定した後、7月に計算し、「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)」により、すべての被保険者の方へお知らせする予定です。

納付方法が変更になる場合もありますので、必ずご確認ください。

(注)国民健康保険料(または社会保険料)とは、計算方法が異なります。保険料はおひとりずつ計算いたします(世帯合算はありません)。

均等割額

被保険者1人あたり
47,300円



所得割額

賦課のもととなる所得金額※1
× 9.67%(所得割率)※2



年間保険料額
限度額80万円※3
(100円未満切り捨て)

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度にはすべての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。

※3 次の方は、令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。

①昭和24年3月31日以前に生まれた方

②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方(障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)。

保険料は期限までにご納付ください

経済的な理由などにより、保険料の納付が難しい場合は、お早めに整理収納グループへご相談ください。

相談がないまま未納が続くと、法律に基づいて財産調査を行い、差し押さえ等の滞納処分を行ったり、通常の被保険者証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。

住民税の申告について

世帯すべての方が住民税申告等をしていないと、保険料の軽減や一部負担金の割合などを正しく計算することができません。収入がない方や少ない方も、豊島区役所税務課で申告をお願いします。

なお、豊島区に住んでいる方で、税法上の扶養親族となっている方は申告する必要はありません。

便利な口座振替をご利用ください

毎月納めに行く手間がかからず、納め忘れがなく安心です。

届出印が無くても区の窓口でキャッシュカードを読み取り、暗証番号を入力することで、口座振替の申し込みができる場合があります。

これまで国民健康保険料を口座振替にしていた方も、新たに手続きが必要です。

詳しくは後期高齢者医療グループ保険料担当までお問い合わせください。



還付金詐欺に
ご注意ください

保険料還付手続きで、現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

【問い合わせ先】

豊島区 区民部 高齢者医療年金課

本庁舎3階10番窓口

※平日午前8:30～午後5:00

SDGs 未来都市としま



後期高齢者医療グループ

資格担当

電話 03-3981-1332 (直通)

保険料担当

電話 03-3981-1937 (直通)

整理収納グループ

納付相談

電話 03-3981-1459 (直通)

FAX 03-3980-5015